

救命講習指導票

普通救命講習又は上級救命講習、救命入門コースを実施する場合、主催者は、下記事項を遵守して下さい。

記

- 1 講習は、応急手当指導員又は応急手当普及員に指導させること。
- 2 応急手当指導員及び応急手当普及員に、教授計画（レスンプラン）を作成させるとともに、指導内容に誤りがないようにさせること。
- 3 講習は、実習を主体とさせること。
- 4 実習に用いる資器材は、使用前及び使用後に消毒又は滅菌等の措置を行わせること。
- 5 受講者が応急手当を実施する際の感染防止について、指導させること。
- 6 行政上必要がありますので、講習修了後受講人員を連絡して下さい。
- 7 受講者には、別添の受講証を交付して下さい。
- 8 その他、必要と認める事項。

問い合わせ先 稲城市消防本部

警防課救急係

042-377-7119

内線 22・23